

次に、議席3番、櫻井実君。

〔3番 櫻井 実君登壇〕

○3番（櫻井 実君） 本日、最後の質問をいたします3番議員の櫻井実でございます。傍聴者の皆様につきましては、午後の暑い中、大変ご苦労さまでございます。

議長の許しを得ましたので、ただいまから2項、4点について質問させていただきたいと思います。執行部の真摯な誠意のある答弁を期待しております。

ことしの夏は例年になく猛暑が続き、四国の四万十川では観測史上最高の41度の気温が観測されましたことは、記憶に新しいところであります。その影響で、ことしの海水の温度が上がり、全国各地で1時間に100ミリを超える経験のない豪雨の発生や竜巻の発生により、甚大な被害が各地で発生し、被災者の方にはお見舞いを申し上げるところでございます。

また、気象庁は8月30日から、50年に1度の洪水や竜巻等甚大な災害の発生が予想されるときに発生する特別警報の運用が開始されております。被災の極小化への対策が一段と求められるようになりました。

さて、我が町においては、7月あるいは9月の初旬に集中豪雨に見舞われ、町内の至るところで排水が追いつかず道路に水があふれ出し、道路は冠水し、付近を移動中の方には、生命の危険を感じた方もおられることと思います。こうした豪雨のたびに、消防の方々、警察の方々、そして町長初め役場の担当の方々が出勤され、被害の極小化に対応されたことと感謝申し上げます。

こうしたゲリラ豪雨という表現も最近のものですが、冠水状態も年々ふえまして、年に二、三回というのが普通になってきているような感じがいたします。

そこで、第1項目、第1点の質問は、境町の冠水発生箇所と、その冠水箇所に対する対策についてお尋ねいたします。

そして、第2点目は、冠水について、いつも問題になっている染谷川の改修工事の進捗状況についてお答え願います。染谷川につきましては、町長の行政報告で、全ての地権者からの合意が得られ、次年度から事業が大きく始まると述べられ、またインターチェンジの排水は貯水池をつくって、鶴戸や染谷川から排水しようとする計画もあるようですが、開通まで1年半となり、工事の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

続きまして、第2項目について、小学校の放課後児童クラブについてお尋ねします。児童保育は、放課後保護者が在宅していない家庭の小学生、1年生から3年生までの子供を預かる場で、全国で2万1,600カ所の施設、88万人余りの児童が利用し、過去最多と言われております。境町では、なのはな児童クラブ、たんぽぽ・ポピー児童クラブ、森戸地区のはなぶさ児童クラブの4カ所がありますが、第1点は各児童クラブの保育児童受け入れ可能数、現在の保育児童数、指導者等についてお尋ねします。

第2点は、昨年8月に成立しました子ども・子育て支援3法が成立し、平成27年度から小学校6年

生までを対象とした運用が開始されます。単純に対象児童が6年生まで拡大されれば、現在のクラブの利用者数も単純に2倍になるということは言えるかと思えます。各小学校の校舎等で放課後児童クラブのためにあけることができる教室、これはどのくらいありますかということが第2点目の質問でございます。これらの質問につきましては、多くの先輩議員の方が質問されておりますが、私は再確認の意味でご質問しますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） では、櫻井議員さんの防災についてのご質問のうち、豪雨対策につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の町の洪水箇所及び対策はとのご質問でございますけれども、議員ご承知のとおり、急速な都市化の進展によりまして失われました保水、さらには遊水機能の維持ができなくなったことや、近年の気象変動によりまして急激に積乱雲が発生し、発達して局地的な大雨、いわゆるゲリラ豪雨の発生回数が増加をしております。各地で道路冠水を初めとした浸水被害が発生している状況でございます。

浸水する主な地域につきましては、市街地では役場前のショッピングセンター周辺、上小橋の長五郎の五差路を中心とした周辺、長井戸地域におきましておおぞら保育園脇交差点付近や茨城県自動車学校北側付近等が頻繁に冠水する地先として確認をしているところでございます。道路の冠水箇所の把握につきましては、職員が巡回道路パトロールを実施する中で、冠水の激しい町道20路線、17カ所の発生を確認しているところでございます。

このような状況の中、昨年、特に交通量も多く、豪雨のときに道路の冠水が特に著しい5カ所に、9基の蛍光のものでございますけれども、大雨のとき冠水注意の注意喚起標識を設置いたしまして、ドライバーや歩行者に事前に認識をしていただくためには、常設をさせていただいたところでございます。

また、豪雨で道路の冠水等が発生した場合、車両等の通行が困難と思われる場所には、通行どめの看板を設置するとともに、交通の安全確保や被害の防止、軽減を図る上で、地域連携が重要との観点から、冠水する地先の方々の協力体制の構築を図りまして、道路の冠水時には冠水注意の立て看板や、道路が冠水しています、通行に注意との看板の設置と、一部土のうを配置させていただくなど、ご協力をいただいて対応をさせていただいているところでございます。

特に、上小橋の長五郎交差点付近の冠水につきましては、議員ご指摘のとおり、準用河川染谷川の未整備によるところが大きいというふうに考えてございます。職員による河道の巡視を行い、ごみ等の除却や沿線の除草、土砂等の堆積物が多く堆積するときにはしゅんせつ等を行い、正常な流水の確保に努めさせていただいているところでございます。今後とも地域連携や適正な維持管理に努めると

ともに、準用河川染谷川の整備推進を図り、冠水区域の解消と道路利用者の安全な通行確保を努めてまいり考えでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2つ目の準用河川染谷川の整備状況はとのご質問でございますが、準用河川染谷川は昭和49年3月に、染谷の上小橋から上流を長井戸地先とする流域面積を6.26キロ平方メートル、河道延長3,700メートルの準用河川として指定をしてございます。総延長といたしまして3,700メートルのうち2,970メートルの事業認可を得まして、工事区間を下小橋の下流部の放水路655メートルと、上流部2,315メートルに分けて河道整備に着手をしているところでございます。現在、下小橋下流部の放水路655メートルが完成となっております、上流の2,315メートルに当たっては、昨年実施しました25メートルの河道改修工事を含めまして、約600メートルの工事が完了しております。上流河道工事の進捗率といたしましては25.9%、認可区間全体の進捗率といたしましては42.3%となっております。本年度におきましても、補助事業費で2,980万円の予算を計上させていただいております、用地取得と、その残事業費をもって河道工事を発注したいと考えてございます。

また、河川用地の取得につきまして、計画取得面積2万2,455平方メートルのうち2万1,741平方メートル、率にしまして96.8%の取得となっております。未買収地約745平米がございますけれども、これは2件が残っておりまして、今後において事業用地の取得に努めてまいりたいと考えております。今後とも河川改修事業につきましては、関係機関と連携を図りながら、早期完成に向け事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

櫻井実君。

○3番（櫻井 実君） 冠水箇所につきましては、先ほど20路線の17カ所ということですがけれども、対策的には看板を立てるといようなことを実施されているということでございますけれども、やっぱりそれでは問題の解決にならないのではないかと。看板をかけて冠水がなくなるのだったら、何ぼでも看板をかければいい。やはりそのためには、私が考えるにはグレーチング。通常のグレーチングが軽ければ、重いグレーチングをつくればいいではないですか。そういうものを設置する。そういった対策、そういったものをとらなければ、この冠水は解決しない問題だと思っております。

また、先日、豪雨の際、冠水箇所を確認しましたところ、やはり冠水という注意看板はたくさん掲げられていました。しかし、その冠水を見ても、ドライバーの方はどんどん冠水箇所に入ってきてしまいます。ドライバーの方は、その冠水という文字が見えないのか、注意という漢字が見えないのか、大丈夫だろうと判断しているのか、どんどんそういった水たまりの中に入ってきてしまいます。現場の看板だけでは、余り効果がないのではないかと。やはり付近の水位がわかるような、例えば電柱にどのくらいの水位が現在あるというようなところを表示する、あるいは最後はやはり現場で人による誘導あるいは注意喚起、これがなければ、被害発生の防止はできないのではないかと。地域の消防、警察等の関係部外機関と連携をとって、引き続き住民の皆様方の生命、財産を守り、安全安心

な生活が送れるよう、ぜひ境町を済みよいまちにするために努力していただきたいと思っております。

これで1項目の質問を終わります。

続いて、染谷川についてお伺いします。昨年8月から、染谷川は私はわからないので、一ノ谷機場とか染谷機場とかいろいろ見てきました。先ほどの説明がありましたけれども、私が問題にしたいのは、なぜ国道354の上の橋からこの境・若線、県道147号線の間まで、これが事業の対象なのかと。染谷川はこの上もあるではないですか、北側も。それをなぜ対象としないのだと。先ほどありました昭和49年からこの作業をしていて、一向にこれは終わらない。これで住民の方は納得できるのですか。何十年かけて、これまでの工事をしているのですか。それでもまだ終わらない。次の東京オリンピック、2020年が終わってもまだ終わらない。それが最新の評価です。あと10年かからないと、この染谷川は改修が、拡幅工事、しゅんせつ工事ができません。そういうのんびりした工事では、国民の方、住民の方は納得できないと思います。

私は、今回、先ほど答弁ありましたけれども、今年度予算で繰越明許費等含めまして約3,000万の予算を組んだということで、少しは工事が進展してくるのかなと思います。そういったことに対しての評価はいたしますが、私のアイデアとしましては、下小橋付近には農業、田んぼをつくっている方がいます。こういった方は集落排水事業、そういったものに加入しているのでしょうか。そして、この染谷川は利用していないのでしょうか。利用していれば、そういった方からのお金をもらって、この川を直したらどうでしょうか。

あるいは、この染谷川は、準用河川という町で管理する川と位置づけております。町で管理ができなければ、県にやってもらえばいいのですよ。それを上申するのだから何かわかりませんが、これを2級河川として認めてもらう。そのためには、今回圏央道ができます。そういった排水につきまして、貯水池をつくるというふうなお話もありましたけれども、それを染谷川や鶴戸川に流すということであれば、あわせてこれもそういう整備しないと、問題の解決にはならないと思います。

よって、先日、知事選もありまして、境町の投票率が大幅にアップしたと。これを機会に知事に申し上げて、ぜひ大規模な予算を獲得する、こういったものが事業、改修の近道ではないかと思えます。対策的には事業費、これを拡充するしか対策はないような気はいたしますけれども、一日も早くスピード感のある改修工事、こういったものを進めていただくことを要望して、第1項目に関する質問を終わりにします。

○議長（関 稔君） 要望でいいですか。

○3番（櫻井 実君） 結構です。

○議長（関 稔君） これで1項目についての質問を終わりにします。

次に、2項目め、1点に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） それでは、2項目めの放課後児童クラブについてのご質問、子ども・子育て支援関連3法施行に伴う対策のうち、各児童クラブの利用状況について伺いたいにつきましてお答えいたします。

現在、当町には、お仕事などの都合で保護者が昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの児童を対象に、町内で3カ所、4つの放課後児童クラブを開設しております。平成25年9月1日現在の入所児童数は、全体で169名となっており、内訳といたしましては、旧法務局では境小児童を対象にしたなのはな児童クラブが、定員70名に対し66名、旧ふれあいの里幼稚園では、長田小と静小児童を対象にしたたんぼぼ児童クラブが定員45名に対し40名、猿島小児童を対象にしたポピー児童クラブが定員45名に対し18名、またははなぶさ保育園に委託しております森戸小児童を対象にしたはなぶさ児童クラブが定員45名に対し45名となっております。ただし、児童の生活スペースを国のガイドラインで示した児童1人当たりの望ましい基準面積で換算いたしますと、なのはな児童クラブの受け入れ可能人数は、現在の定員と同じ70名、たんぼぼ児童クラブ及びポピー児童クラブが75名、はなぶさ児童クラブが80名となっております。

次に、指導員の人数につきましては、なのはな児童クラブが5名、たんぼぼ児童クラブが3名、ポピー児童クラブが2名、はなぶさ児童クラブが3名となっております。

なお、議員ご指摘の子ども・子育て支援関連3法につきましては、昨年8月、全ての子供に良質な育成環境を保障するために成立し、これらの法律に基づいて、平成27年度より新制度が本格的に施行される予定となっております。町では、町内の子育ての状況やニーズを把握し、それらに基づいた事業計画の策定など新制度に向けた準備を進めており、今年度はどの程度の施設やサービスが必要とされるかなど、ニーズ調査を実施してまいります。具体的な実施方法等につきましては、今後設置をいたします子ども・子育て支援会議に諮りご検討をいただく予定でございます。

ご質問の放課後児童クラブにつきましては、関連3法の中の児童福祉法の改正によりまして対象年齢が見直され、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、従来小学3年生までが対象でしたが、新制度が実施される平成27年度からは、小学6年生までが対象となる方向づけがなされております。今後、町の子ども・子育て支援会議の中で、6年生までの受け入れ体制づくりにつきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） 次に、2項目め、2点に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 齊藤 孝君登壇〕

○教育次長（齊藤 孝君） それでは、櫻井議員さんの伊としての空き教室の利用についての考え方はとのご質問についてお答えいたします。

近年、全国的に少子化に伴う児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、

将来ともに恒久的に余裕となる見込まれる教室が多くなってきております。境町においても、本年度は小学校5校のうち、静小を除く4校に空き教室がございます。その多くは、少人数指導教室として利用されているところでございます。少人数指導教室につきましては、教科により習熟度別学級を取り入れたり、少人数での授業により、きめ細かな指導を行えることが特徴と言えます。そのような学習方法、指導方法の多様化に対応したスペースとして利用している学校が、多くの自治体で見られているところでございます。

なお、境小学校におきましては、1教室を少人数指導教室として利用しておりますが、現在、2クラスである1年生が2年生になる26年度には、ことしになってから転校、転入児童の増加に伴い、3クラスになることが見込まれることから、空き教室がなくなると考えております。このように空き教室の多くは学校施設として有効利用されておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

櫻井実君。

○3番（櫻井 実君） 先ほどの第1項目の民生部長の答弁で、境小学校のなのはなクラブを除いては、少しまだ余裕があるのかなというふうな感じがします。現在、境小学校の場合は、受け入れ体制が70名のところ70名の児童が入っているということなのですけれども、その場所は部屋が1部屋しかなく、狭く、またグラウンドがコンクリートでできているようなところでございますけれども、この3法改正に伴う児童クラブの場所について、どこが適当なのかというようなことで、民生部のほうではどのように考えておられるでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） お答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、4つの児童クラブのうち、特に境小の児童を対象にいたしましたなのはな児童クラブにつきましては、先ほども申し上げましたように、現在の定員あるいはガイドラインに基づいた受け入れ可能人数の70名に対して、現在66名の入所児童がございまして、現在、基準的には充足している状況となっておりますが、平成27年度施行の小学6年生までの対象児童拡充を考えた場合、受け入れ困難な状況が予想されます。

このような場合、通常一般的な対応策といたしましては、まず現在利用している施設を拡張あるいは改築する、または建てかえ、新築する。ただし、これには場合によっては、用地の確保などの必要性があること、またその施設の規模によりましては、大きな予算が伴うこととなります。次に、ほかの余裕のある施設を利用する。これは、場所によっては、送迎などを考慮しなければならないことがございます。もう一つは、対象児童が通う小学校の空き教室あるいはあけられる教室を利用する。これは、利用できる教室があるかどうか、あっても利用可能なものかどうか、教育委員会あるいは学校

との協議が当然必要になってくると思います。

いずれにいたしましても、平成27年度の実施にあわせて、受け入れ体制づくりを決定していかなければなりませんので、関係各課、関係部署との検討協議を早急に行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。いいですか。

○3番（櫻井 実君） はい。

○議長（関 稔君） これで櫻井実君の一般質問……

○3番（櫻井 実君） 1項目、2項目のほうの。

○議長（関 稔君） 2項目ね、はい。

○3番（櫻井 実君） 1項目の民生部の福祉課の答弁についてはわかりました。

教育課のほうにご質問いたします。境小学校のほうでございますけれども、あける教室は27年、来年度以降につきましては、現在2つあるけれども、新しいクラス等ができて、少人数の教育等もやっております、あけることのできる教室は結局はなくなってくるということでございます。境小学校の児童数は、ピーク時の最後は昭和58年になりますけれども、1,036名の児童がいました。平成12年の資料が一番新しかったのですけれども、590名ということで、約半数近く児童数は減っているのですけれども、あけることができる教室がないということなのですが、ほかの小学校においても、少子化で子供の数が減ってきているのはどこでも一緒だと思うのですけれども、この境小学校のみは、なぜあけることができる教室がないのかというふうな、その辺の要因についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、小学校をあけることができる教室に、児童クラブや文科省が推進している放課後子ども教室も受け入れるようになっておりますけれども、推進しておりますけれども、こういった場合に学校として受け入れる場合には、どのような問題があるのでしょうか、その点についてご質問いたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（齊藤 孝君） 櫻井議員さんの質問にお答えします。

空き教室の関係なのですが、まずその前に生徒数なのですが、境小におきましては、手元にある資料ですと平成8年、これは664人、ちょうど18年前ですね。これが一番最高でありました。ただいまの平成25年度では519人ということで、人数的には減っております。ただ、クラス的には、平成8年当方で10クラス、ピーク時には平成15年で20クラスありました。それで、今の平成25年には、ことしについては16クラスということになります。それで、来年度につきましては、新年度の入学生が94人ということで予定しておりますので、3クラスということを含めて全部で18クラスになると、そういった予定であります。

それで、クラスのいわゆる空き教室の利用なのですが、利用につきましては、先ほど言いました少人数教室も含めて特別支援教室ということで、これが従来の4教室を5教室として使っております。知的関係の2教室と情緒関係の2教室と、言語障害関係の2教室と。また、特に外国人が境小は多いということも含めて、日本語教室等を開いて使っております。

あと、ご質問にありました放課後子ども教室なのですが、これにつきましては文科省のほうで推奨しているわけですが、年齢的に小学生ということでありまして、管理問題点、課題につきましては、安全管理の問題とアドバイザー等の確保というのが主なことになっていくかと思えます。また、小学4年生以上になりますと各種訪問で、いろんな事業で、スポーツ少年団関係とか、あとそれに学校外教育ということで、私どもの教育委員会で進めております元気っ子クラブとか、そういった関係も含めていろいろ活動をしております。そういったことを含めての、今後、そういった放課後子ども教室のほうにつきましても、いろんな関係機関と調整しながら検討していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

櫻井実君。

○3番（櫻井 実君） 私、40年もこの町を離れていましたので、状況がわからないので、先ほど中央公民館の図書室へ行って調べてきたのですけれども、境町の先ほどの58年の人数1,036名、当時の学級数が27学級、学級と教室の数というのは違うかもしれませんが、先ほどの答弁でいきますと、来年1クラスふえて18クラス、特別学級5クラス、合計23クラス。私の計算ですと、27引く23で4クラス教室が余るのではないかというような感じはいたします。

ほかに私の見えないところでのそういった教室の利用があるのかもしれませんが、私が申し上げたいのは、先ほども答弁にありましたけれども、文科省の事業と、それと厚労省、こういったものの管轄の異なる部署がうまく機能しないと、縦割り行政として、また批判されてしまうのではないかと。今後、いろんなニーズを調査して、そういった委員会を立ち上げてやるのだというようなご答弁がありましたけれども、うまく機能して非難されることないように、町長を核心として、各署所が一丸となって連携を図り、子供や保護者の目線で取り組みして問題点を克服して、最良の方針を打ち出してほしいと思います。

最後に、こういった縦割りの管轄のことなる事業に対して、特にこの3法改正に伴う放課後児童クラブのあり方について、町長の考え方がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 放課後子ども教室と、これは文部科学省の考えなのですけれども、それと児童クラブと。先にできたのは、厚労省の児童クラブなのです。これは小学3年生までの保護者が仕事

をしている場合、帰って1人で生活するのが困難だという場合に限って、預かりなさいという制度です。放課後子ども教室のほうは、まだ3年か4年前新しくできた法律で、これは文部科学省で小学6年生まで全員、希望者は全部預かりなさいと。学校で預かりなさいということなのかと思ったら、そうでもないみたいなのです。ただ、全部預かりなさいと、こういう制度なのです。どちらも3分の1、国の補助金が来ます。

私、県の子育て支援の委員をやっておりますので、今度も新たに任命されてやりますけれども、そのたびに県にも言っているのです。この制度、一本化してくれと。一本化して、3分の2を自治体へくってくださいと。もっと立派な事業をやりますよと、何度も申し上げているのですけれども、これは県にも上がっていて、毎回国へ申し上げますという話だけでありまして、なかなか実現しません。

具体的に、では両方やっているところがあるのかというと、あります、あることは。多分、境でも一、二年前、2カ所ぐらいやっていた記憶があるのですけれども、今、やっていないですか。

〔「やっていない」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） これは、いわゆるスポーツ少年団等を利用して、放課後子ども教室という銘を打って、例えば少年野球だとかサッカーだとかバレーを、これを申請をして補助をいただくという方法なのです。こういうことも可能は可能なのです。

ですけれども、基本的な考え方でいきますと、私は小学3年生までの保護者が仕事をするために預かる制度、これは非常にいい制度だと思っています。決して否定するつもりはありません。ただ、小学6年生まで学校で預かりなさいということになってくると、文部科学省の教育の一環として、いわゆる8時間なり9時間なりを学校授業として扱うのかということを考えて、いかに遊ばせておくためとはいえ、ちょっと抵抗がないわけではありません。これは学校教育法の中で取り入れていただかない限り、文部科学省の言っていることはちょっと無理があるのではないかと。

さらに、これが今度3法で6年生まで放課後児童クラブをやりなさいということですから、特に境小の場合、敷地が余り広くない。そして、今、法務局の跡地を利用しているという計画でやっていますので、今でもそんなに恵まれた環境とは言えないのです。

この児童クラブ、学校でやったらいいではないかという声が随分ありました。学校も調べました。確かに、教室あいていないです、現実に。いろんな利用の仕方ですべて使っているのです。無理やりあければ、あかないことはないでしょう。ただ、小学生の低学年、今度6年生までということになると、高学年は別ですけれども、小学校低学年の人がさようならといって学校から帰って、うちに帰る人、学校にそのまま残る人、これはよくないと思っています。残る人の子供の心を考えたら、私は決してそういう預かり方はいいことではないと思っていますので、児童クラブは別にして、お帰りなさいと迎えてあげてほしいという形で、今の児童クラブを実施させていただいています。

そういう考え方の中で、6年生までであるということになれば、静、長田は、今の教室、ふれあいの里の幼稚園の跡で問題ないと思いますし、森戸は今拡張する予定で、補助の申請をことし出す予定で

あります。それで、一応境町小についても、これはどうするかはいずれにしても、補助の申請だけは建てかえで出しておきなさいということで、出させていただいています。その場所とか何かは今後検討するにしても、6年生までの中でこれから何人出るかわかりませんが、やっぱりしっかりとされた預かれる体制を確立していきたいと、こう思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

櫻井実君。

○3番（櫻井 実君） 質問ではないのですが、最後なのですが、本件の先ほどおっしゃられたように少子化の対策の一環というようなことで、いかに子育てするための支援を地域を挙げて取り組まなくてはいけないかというふうなところだと思います。町長以下、そのように真剣に考えておられるということがわかりました。住みよいまちを目指して、さらに各署所真剣に検討しまして、そういった施設等保護者が安心安全に預けることができるような、そういった施設の開設についてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（関 稔君） これで櫻井実君の一般質問を終わりにします。